



お知らせ

ごきげんようのため

高齢者みまもりサービス事業

在宅で生活している高齢者の日常生活を守るため、通報機器を設置して、火災や急病、けがなどの緊急事態に備えませんか。様々なトラブルに備え、ぜひご利用ください。

サービス内容

①火災センサー・ガス漏れセンサー・ペンダント式通報装置の貸出し

火災センサーとガス漏れセンサーは、異常を感じると自動的にコールセンターへ通報します。その後、必要に応じて「駆けつけ員」が利用者の自宅を訪問して、安全を確認します。ペンダント式通報装置のボタンを押すと、前述の対応に加え必要に応じて救急車を手配します。



▲火災センサー



▲ペンダント式通報装置本体と押しボタン

②コールセンター

365日24時間、看護師、保健師などが常駐しています。健康などに不安がある場合の相談にも応じます（新型コロナウイルスの感染状況次第では、相談の体制をとれないこともあります）。

対象

在宅で生活している高齢者（65歳以上の人）

※電話回線によっては設置できない場合や、本人の費用負担・関係機関への手続が発生することがあります。

利用料

・ひとり暮らし、またはひとり暮らしに準ずる世帯は1か月659円（市県民税非課税世帯は無料）

※ひとり暮らしに準ずる世帯とは、高齢者と一緒に暮らしている人が、寝たきりや認知症の高齢者、重度障害者、または18歳未満の子のみで構成される世帯です。

※そのほかの高齢者を含む世帯は、1か月1309円です。

※ここに示した利用料は6月30日までの金額です。7月1日以降の利用料は6月中に決定します。

※通信テストのため、このほか毎日約10円が電話代として必要です。

※申請には緊急連絡先となる人（3人）の登録が必要です。

問合せ

高齢者支援課（市役所4階）
☎(55)2741 ④(55)2620
ho-koureishien@div.city.fuji.shizuoka.jp



お知らせ

あなたに寄り添うサポート体制が充実 介護保険サービスをご存じですか

介護保険は、40歳以上の全ての人が介護保険料を納めることにより、介護サービスが必要とする人が、費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）の負担で介護サービスを利用できる制度です。

介護保険サービスの利用には、要介護認定の申請が必要です。早めにお住まいの地区を担当している地域包括支援センター（市内8か所）や介護保険課などにご相談ください。

こんなサービスがあります

介護保険には様々なサービスがあり、要介護認定の結果によって利用できるサービスが異なります。詳しくは各相談窓口にご相談ください。

- ・ケアマネジャーによる相談やケアプランの作成、ホームヘルパーの訪問、デイサービスセンターへの通所
- ・車いすや介護用ベッドを借りたり、排せつ用具などを購入したりした場合の費用の支給
- ・住宅の段差を解消したり、手すりをつけたりするための改修費用の支給 など



こんなときに申請を考えてください

- ・病气やけが、筋力低下、認知症の進行などのため、介護や支援が必要になったときが申請のタイミングです。
- ・脳血管疾患で入院したが退院のめどがついたので、介護用ベッドを借りたり、家に手すりをつけたりしたい
- ・転倒してから歩行が難しくなり、介助を必要とすることが増えた
- ・もの忘れがひどくなり、日常生活で困ることが増えてきた

介護保険料について

40歳以上65歳未満の人は、加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険で保険料を算定し、医療分の保険料と合わせて納めます。65歳以上の人で、年金の年間受給金額が18万円以上の人は、原則として年金の受給額から保険料が天引きされます。それ以外の人は、市から届いた納付書によって、保険料を納付していただきます。

問合せ

介護保険課
認定の申請について
保険料について
サービスの種類について
給付担当
☎(55)2765
☎(55)2766
☎(55)2767